

<京都市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料>

令和 2 年 7 月 1 5 日
京都市新型コロナウイルス感染症対策本部

児童福祉施設等で新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合や 感染者が発生した際の対応について（子ども若者はぐくみ局）

1 この間の児童福祉施設等の状況（6月1日～7月14日）

PCR検査を実施した関係者のいる施設数	54箇所
うち関係者が「陽性」となり臨時休所した施設数	7箇所

2 基本的な対応方針

(1) PCR検査対象者（感染が疑われる方）が発生した施設の対応

ア 利用児童や職員等がPCR検査の対象となった場合

- 施設消毒を行ったうえ、個人が特定されないよう配慮し、保護者等の了承のもと他の利用者に対して、施設に出入りする方がPCR検査対象者になったことを説明し、対象者の検査結果判明まで可能な限り施設利用を自粛するよう周知する。

イ 保護者がPCR検査の対象となった場合

- 施設消毒を行ったうえ、保護者の感染可能期間内に当該保護者に接触した職員等は、結果判明まで出勤を控える。

(2) 感染者が発生した施設の対応

ア 利用児童や職員等の感染が判明した場合

- 感染者の最終利用（出勤）日から14日間の臨時休所とする。
- 改めて施設消毒を行うとともに、臨時休所期間中は、職員等及び児童に自宅待機と健康観察を依頼し、症状が現れた場合は必ず速やかに施設及び本市への相談を周知徹底する。
- 本市基準に基づき、保健福祉局と連携し、施設職員等や利用児童全員について接触状況を確認のうえPCR検査を実施する。

イ 保護者の感染が判明した場合（保護者のみ感染）

- 保護者の感染可能期間内に接触した職員等は、最終接触日から14日間は出勤を控えるとともに、保健福祉局と連携しPCR検査を実施する。

<臨時休所の実施に係る考え方>

- 保育園や学童クラブ等の施設の特性上、児童が施設内を動き回り、また、異年齢でクラス編成や活動を行うことが多いことから、接触範囲を厳密に特定することや、年齢ごとに区切って休止することも難しい。このため、活動スペースが明確に区画割されている等の特別な事情がない限り、施設単位で休所する。
- また、最終利用日が、感染可能期間外であった場合でも、多くの児童が集団で過ごす施設であることを鑑み、また、感染者に症状の自覚がなかった場合等も考慮し、関係者の健康観察により慎重を期すため、臨時休所を実施する。

3 市民の皆様へのお願い

御自身や御家族が、**濃厚接触者となったときやPCR検査を受けることとなったときは、速やかに利用している施設・勤務等している施設に御連絡をお願いします。**

子どもの安全を守り、感染拡大防止を徹底するために、御理解と御協力をお願いします。